

令和7年度における 国際課税関係の改正について

菊地洋志／川又俊博／西田 翼

はじめに

経済のデジタル化・グローバル化や取引の多様化・複雑化が進展する中、国際課税制度の重要性はますます高まっており、近年、我が国では、BEPSプロジェクトの合意事項等を踏まえ、国際的な課税逃れの防止に向けて累次の制度整備が行われてきた。

令和3年(2021年)10月にOECD/G20「BEPS包括的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)において最終的に合意された、市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)及びグローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の「2本の柱」からなる解決策については、令和5年度税制改正において、「第2の柱」を構成する所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)が法制化(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等)された。また、令和6年度税制改正においても、所得合算ルールについて、OECDにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直しが行われた。

「第2の柱」は、我が国の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、今般の税制改正においても、令和5年度及び令和6年度に引き続き、国際合意に則った法制化が行われた。具体的には、「第2の柱」のうち、残された2つのルール、すなわち、軽課税所得ルール(UTPR:

Undertaxed Profits Rule)及び国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)の法制化が行われたほか、所得合算ルールについて、令和6年度税制改正に引き続き、OECDにより発出されたガイダンスや国際的な議論の内容等を踏まえた見直しが行われた。また、令和5年度税制改正において、所得合算ルールに関して構成会社等の租税債務の正確性を評価するために必要な情報を税務当局に提供することを目的に導入されていた特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、軽課税所得ルールの法制化に伴って新たに提供義務者の追加や報告事項等の見直しが行われたほか、国内ミニマム課税についても、所得合算ルール及び軽課税所得ルールと並列的な情報申告制度として、新たにグループ国内最低課税額報告事項等の提供制度が創設された。

今般の税制改正において、軽課税所得ルールや国内ミニマム課税の法制化等が行われたことで、グローバル・ミニマム課税については、全てのルールの法制化が完了したことになる。

(注) グローバル・ミニマム課税の制度的枠組みは、各国が国内法整備に当たって参照すべき「モデルルール(Global Anti-Base Erosion Model Rules)」(令和3年(2021年)12月公表)及びその解釈を示した「コメントリー